

診療報酬加算に関する院内掲示によるご案内

当院では、厚生労働省が定める施設基準等に基づき、以下の体制を整備し、必要に応じて診療報酬上の加算を算定しております。安全で適切な医療を提供するための取り組みですので、ご理解のほどお願いいたします。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証の利用を通じて、患者さんの診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用できる体制を整備しています。

また、医療機関・薬局等との情報連携を推進することで、より安全で質の高い医療の提供に努めています。

- オンライン資格確認を行う体制
 - マイナ保険証の利用促進
-

2. 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者さんの病状が安定している場合には、医師の判断により、以下の対応を行うことがあります。

- 28日以上の長期処方
- リフィル処方せんの発行

長期処方やリフィル処方せんの発行が可能かどうかは、患者さんの病状、治療内容、服薬状況、通院状況等を踏まえて、担当医が個別に判断いたします。

3. 外来感染対策向上加算について

当院では、患者さん、ご家族、職員、その他来院される方を感染症から守るため、以下の取り組みを行っています。

- 発熱、咳、咽頭痛など感染症が疑われる患者さんについては、一般の患者さんと時間的または空間的に分けて診療できるよう配慮しています。
- 必要に応じて、発熱患者さん等の診療スペースや動線を分けて対応します。

感染対策上、来院時のマスク着用、手指消毒、受付での症状確認などにご協力をお願いする場合があります。

4. 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化および患者さんへの情報提供を推進するため、領収証の発行時に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

令和 8 年 6 月 1 日

かみで耳鼻咽喉科クリニック

院長 上出洋介

診療費・窓口負担についてのご案内

厚生労働省が定める令和 8 年度改定案による診療報酬制度に基づき、当院では初診料・再診料のほか、必要な検査、処置、投薬、医学管理料および各種加算を算定しております。

初診時には、診察内容に応じて、オンライン資格確認等に関する加算、院内感染対策に関する加算、発熱等の症状に対応する加算などが算定される場合があります。

また、耳・鼻・のどの診療では、症状に応じて内視鏡検査、聴力検査、処置、迅速検査、処方などを行うことがあり、その内容によって窓口でのお支払い額が変わります。

患者さんの自己負担額は、保険証の負担割合、診療内容、検査・処置・処方の有無により異なります。ご不明な点がございましたら、受付または会計時におたずねください。

当院では、診療内容と費用の透明化のため、個別の診療報酬算定項目が分かる明細書を無料で発行しております。

院内掲示案

診療報酬加算に関する院内掲示によるご案内

当院では、厚生労働省が定める施設基準等に基づき、以下の体制を整備し、必要に応じて診療報酬上の加算を算定しております。安全で適切な医療を提供するための取り組みですので、ご理解のほどお願いいたします。

1. 電子的診療情報連携体制整備加算について

当院では、オンライン資格確認システムを導入し、マイナ保険証の利用を通じて、患者さんの診療情報・薬剤情報・特定健診情報等を取得・活用できる体制を整備しています。また、医療機関・薬局等との情報連携を推進することで、より安全で質の高い医療の提供に努めています。

当院では、以下の体制を整備しています。

- オンライン資格確認を行う体制
- マイナ保険証の利用促進
- 取得した診療情報・薬剤情報等を診療に活用する体制
- 電子処方箋に対応する体制
- 電子カルテ情報共有サービスに対応する体制
- 医療情報システムの安全管理に関する体制

なお、当院におけるマイナ保険証の利用率は、施設基準に基づき適切に把握・管理しています。

マイナ保険証利用率：___%

掲示更新日：令和___年___月___日

2. 長期処方・リフィル処方せんについて

当院では、患者さんの病状が安定している場合には、医師の判断により、以下の対応を行うことがあります。

- 28日以上の長期処方
- リフィル処方せんの発行

長期処方やリフィル処方せんの発行が可能かどうかは、患者さんの病状、治療内容、服薬状況、通院状況等を踏まえて、担当医が個別に判断いたします。

なお、すべての患者さん、すべてのお薬が対象となるわけではありません。

投薬量に制限のある医薬品や、一部の貼付剤など、リフィル処方せんの対象外となる薬剤があります。

ご希望の方は、診察時に医師へご相談ください。

厚労省の掲示例でも、症状が安定している患者に対し、医師が病状等を踏まえて個別に投与期間を判断すること、28日以上の長期処方またはリフィル処方せん発行が可能である旨

を示す形が示されています。

3. 外来感染対策向上加算について

当院では、患者さん、ご家族、職員、その他来院される方を感染症から守るため、院内感染防止対策に取り組んでいます。

当院では、以下の取り組みを行っています。

- 院長を院内感染管理者として、院内感染対策を推進しています。
- 標準予防策に基づき、手指衛生、換気、環境整備、必要に応じた個人防護具の使用を行っています。
- 職員に対して、院内感染対策に関する研修を定期的実施しています。
- 抗菌薬については、適正使用に努めています。
- 発熱、咳、咽頭痛など感染症が疑われる患者さんについては、一般の患者さんと時間的または空間的に分けて診療できるよう配慮しています。
- 必要に応じて、発熱患者さん等の診療スペースや動線を分けて対応します。

感染対策上、来院時のマスク着用、手指消毒、受付での症状確認などにご協力をお願いする場合があります。

外来感染対策向上加算については、発熱患者等を受け入れる体制や、一般患者と動線を分ける体制が重要な要件として整理されています。

4. 明細書発行体制等加算について

当院では、医療の透明化および患者さんへの情報提供を推進するため、領収証の発行時に、個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

明細書には、使用した薬剤の名称、実施した検査の名称、処置・管理料などが記載されません。

公費負担医療等により窓口でのお支払いがない患者さんにも、明細書を無料で発行いたします。

なお、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にお申し出ください。

令和____年____月____日

_____クリニック

院長 _____

少し簡潔にするなら、掲示用としては上記のうち「説明文」を残し、各項目の箇条書きを減らす形で十分です。

特に受付横の掲示では、**電子的診療情報連携体制整備加算・長期処方/リフィル・外来感染対策・明細書発行**を1枚にまとめる形式が実用的です。